

津市選挙管理委員会告示第46号

令和7年9月7日執行予定の三重県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を次のとおり設置したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年8月20日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部憲夫

別紙のとおり

津市選挙管理委員会告示第47号

令和7年9月7日執行予定の三重県知事選挙における不在者投票の投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所を次のとおり定める。

令和7年8月20日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部 憲夫

交付場所	交付を行う期間	交付できる選挙人が登録されている選挙人名簿の投票区
津市本庁舎 8階大会議室C	令和7年8月22日から同年9月5日まで	第1～第120投票区
津市河芸庁舎 1階防災研修室	令和7年8月22日から同年9月6日まで	第1～第120投票区
津市芸濃庁舎 2階中会議室3・4	令和7年8月22日から同年9月6日まで	第1～第120投票区
津市美里庁舎 1階会議室	令和7年8月22日から同年9月6日まで	第1～第120投票区
津市安濃庁舎 2階会議室2・3	令和7年8月22日から同年9月6日まで	第1～第120投票区
津市久居庁舎 1階1A会議室	令和7年8月22日から同年9月6日まで	第1～第120投票区
津市香良洲公民館 1階住民活動室	令和7年8月22日から同年9月6日まで	第1～第120投票区
津市一志庁舎 1階住民活動室	令和7年8月22日から同年9月6日まで	第1～第120投票区
津市白山庁舎 2階203会議室	令和7年8月22日から同年9月6日まで	第1～第120投票区
津市美杉総合文化センター 1階会議室1・2	令和7年8月22日から同年9月6日まで	第1～第120投票区
イオンモール津南 3階イオンホール	令和7年8月22日から同年9月6日まで	第1～第120投票区
津市本庁舎 1階ロビー	令和7年9月6日	第1～第120投票区

津市選挙管理委員会告示第48号

令和7年9月7日執行予定の三重県知事選挙における不在者投票の時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第270条の2の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第142条の3の規定により告示する。

令和7年8月20日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部憲夫

- 1 不在者投票の時間  
午前10時から午後8時まで
- 2 不在者投票の投票用紙等の交付場所  
イオンモール津南3階イオンホール

津市選挙管理委員会告示第49号

令和7年9月7日執行予定の三重県知事選挙における投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年8月20日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部 憲夫

- 1 投票所を開く時間 午前7時
- 2 投票所を閉じる時間 午後7時

津市選挙管理委員会告示第50号

令和7年9月7日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選挙管理委員会告示第5号）第85条の規定により告示する。

令和7年8月20日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部 憲夫

- 1 くじの日時 令和7年8月21日 午後5時30分
- 2 くじの場所 津市本庁舎6階61会議室

津市選挙管理委員会告示第51号

令和7年9月7日執行の三重県知事選挙における期日前投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定による読み替え後の同法第41条第1項の規定により告示する。

令和7年8月21日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部 憲夫

期日前投票所名	期日前投票所を設ける期間	期日前投票所の場所	投票できる選挙人が登録されている選挙人名簿の投票区
第1期日前投票所	令和7年8月22日から同年9月5日まで	津市本庁舎8階大会議室C	第1～第120投票区
第2期日前投票所	令和7年8月22日から同年9月5日まで	津市河芸庁舎1階防災研修室	第1～第120投票区
第3期日前投票所	令和7年8月22日から同年9月5日まで	津市芸濃庁舎2階中会議室3・4	第1～第120投票区
第4期日前投票所	令和7年8月22日から同年9月5日まで	津市美里庁舎1階会議室	第1～第120投票区
第5期日前投票所	令和7年8月22日から同年9月5日まで	津市安濃庁舎2階会議室2・3	第1～第120投票区
第6期日前投票所	令和7年8月22日から同年9月5日まで	津市久居庁舎1階1A会議室	第1～第120投票区

第7期日前投票所	令和7年8月22日から同年9月5日まで	津市香良洲公民館1階住民活動室	第1～第120投票区
第8期日前投票所	令和7年8月22日から同年9月5日まで	津市一志庁舎1階住民活動室	第1～第120投票区
第9期日前投票所	令和7年8月22日から同年9月5日まで	津市白山庁舎2階203会議室	第1～第120投票区
第10期日前投票所	令和7年8月22日から同年9月5日まで	津市美杉総合文化センター1階会議室1・2	第1～第120投票区
第11期日前投票所	令和7年9月3日から同月6日まで	イオンモール津南3階イオンホール	第1～第120投票区
第12期日前投票所	令和7年9月6日	津市本庁舎1階ロビー	第1～第120投票区

津市選挙管理委員会告示第52号

令和7年9月7日執行の三重県知事選挙における期日前投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて適用される同法第40条第1項ただし書の規定により次のとおり定めただので、同法第48条の2第6項の規定により読み替えて適用される同法第40条第2項の規定により告示する。

令和7年8月21日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部 憲夫

期日前投票所名	期日前投票所の場所	期日前投票所を開く時間	期日前投票所を閉じる時間
第11期日前投票所	イオンモール津南3階イオンホール	午前10時	午後8時

第1期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
8月22日	津市	山本 美千代	津市	吉岡 詩織
8月23日	津市	阿部 重雄	津市	杉江 士
8月24日	津市	前川 由美子	津市	斎藤 彩花
8月25日	津市	山本 美千代	津市	峯林 仁志
8月26日	津市	森田 泰紹	津市	杉江 士
8月27日	津市	岡 静美	四日市市	野村 聡志
8月28日	津市	阿部 重雄	津市	峯林 仁志
8月29日	津市	山本 美千代	津市	斎藤 彩花
8月30日	津市	森田 泰紹	四日市市	野村 聡志
8月31日	津市	山本 美千代	津市	吉岡 詩織
9月1日	津市	前川 由美子	津市	福山 智収
9月2日	津市	山本 美千代	津市	飯田 佳生
9月3日	津市	森田 泰紹	津市	杉江 士
9月4日	津市	東福寺 一郎	津市	飯田 佳生
9月5日	津市	阿部 重雄	津市	飯田 佳生

第2期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
8月22日	津市	河戸 一	四日市市	樽井 裕信
8月23日	津市	岡 正久	津市	野島 隆則
8月24日	津市	岡 正久	津市	伊藤 麻巳子
8月25日	津市	河戸 一	津市	太田 幸弘
8月26日	津市	倉田 和実	津市	松下 貴史
8月27日	津市	鈴木 捷功	津市	土井 たまき
8月28日	津市	長井 三喜夫	津市	國枝 和代
8月29日	津市	倉田 和実	津市	土井 たまき
8月30日	津市	河戸 一	鈴鹿市	高木 伸幸
8月31日	津市	岡 正久	津市	國枝 和代
9月1日	津市	鈴木 捷功	津市	中原 賢二
9月2日	津市	河戸 一	津市	松下 貴史
9月3日	津市	倉田 和実	四日市市	樽井 裕信
9月4日	津市	長井 三喜夫	津市	野島 隆則
9月5日	津市	倉田 和実	津市	中原 賢二
9月6日	津市	鈴木 捷功	鈴鹿市	高木 伸幸

第3期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
8月22日	津市	佐藤 恵子	津市	駒田 祐樹
8月23日	津市	横山 和俊	津市	小黒 誠仁
8月24日	津市	藤谷 弘一	津市	今井 道子
8月25日	津市	駒田 勝巳	津市	辻岡 龍志
8月26日	津市	伊藤 三男	津市	吉川 雅徳
8月27日	津市	山川 洋子	津市	伊藤 美帆
8月28日	津市	駒田 勝巳	津市	柴田 智彦
8月29日	津市	山川 洋子	津市	駒田 祐樹
8月30日	津市	藤谷 弘一	津市	今井 道子
8月31日	津市	佐藤 恵子	津市	吉川 雅徳
9月1日	津市	伊藤 三男	津市	柴田 智彦
9月2日	津市	藤谷 弘一	津市	駒田 祐樹
9月3日	津市	横山 和俊	津市	小黒 誠仁
9月4日	津市	佐藤 恵子	津市	伊藤 美帆
9月5日	津市	駒田 勝巳	津市	今井 道子
9月6日	津市	山川 洋子	津市	松本 公伸

第4期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
8月22日	津市	清水 裕順	津市	谷川 潤
8月23日	津市	川合 貞則	津市	服部 顕
8月24日	津市	正岡 隆文	津市	谷川 潤
8月25日	津市	平井 龍治	津市	服部 顕
8月26日	津市	古川 命孝	津市	中瀬 智広
8月27日	津市	今井 重美	津市	別所 英幸
8月28日	津市	志野 充	津市	不破 孝幸
8月29日	津市	鈴木 弘美	津市	澤岸 慎也
8月30日	津市	野澤 利宏	津市	谷川 潤
8月31日	津市	服部 勝	津市	澤岸 慎也
9月1日	津市	小林 玉季	津市	中瀬 智広
9月2日	津市	伊藤 順通	津市	別所 英幸
9月3日	津市	寺坂 行雄	津市	不破 孝幸
9月4日	津市	谷口 平和	津市	澤岸 慎也
9月5日	津市	高本 成樹	津市	不破 孝幸
9月6日	津市	鈴木 満	津市	服部 顕

第5期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
8月22日	津市	川本 吉幸	津市	紀平 浩司
8月23日	津市	丸山 耕一	松阪市	坂口 剛
8月24日	津市	神田 貞彦	津市	山本 涼介
8月25日	津市	吉川 和善	津市	織田 勝弘
8月26日	津市	田野田 彰	津市	紀平 浩司
8月27日	津市	丸山 耕一	津市	織田 勝弘
8月28日	津市	川本 吉幸	津市	谷口 智子
8月29日	津市	小林 俊夫	津市	後藤 弘一
8月30日	津市	吉川 和善	津市	山本 涼介
8月31日	津市	田野田 彰	津市	竹島 知耶
9月1日	津市	川本 吉幸	津市	北浦 浩幸
9月2日	津市	丸山 耕一	津市	大西 瑞和
9月3日	津市	上村 喜美	津市	日比 尚美
9月4日	津市	吉川 和善	津市	谷口 智子
9月5日	津市	田野田 彰	鈴鹿市	江副 諭
9月6日	津市	川本 吉幸	津市	紀平 浩司

第6期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
8月22日	津市	山出 正己	津市	山根 美保
8月23日	津市	川西 彰	鈴鹿市	駒田 元彦
8月24日	津市	高田 明裕	津市	藤巻 剛
8月25日	津市	森本 勇	津市	岸江 一浩
8月26日	津市	山川 和雄	津市	淡島 智紀
8月27日	津市	藤田 順子	津市	谷口 弘明
8月28日	津市	山出 正己	津市	吉川 正彦
8月29日	津市	中島 久	津市	淡島 智紀
8月30日	津市	上野 豊	松阪市	長谷川 隆一
8月31日	津市	臼井 正昭	津市	諸戸 由美子
9月1日	津市	鈴木 繁美	津市	多羅尾 友美
9月2日	津市	鈴木 巧	津市	下里 学
9月3日	津市	山川 和雄	津市	中原 正昭
9月4日	津市	中島 久	鈴鹿市	駒田 元彦
9月5日	津市	辻 富美雄	津市	諸戸 由美子
9月6日	津市	青木 好巳	津市	岸江 一浩

第7期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
8月22日	津市	後藤 千春	津市	森 康浩
8月23日	津市	前田 恵津子	津市	柴山 勝彦
8月24日	津市	太田 正之	津市	小柴 隆充
8月25日	津市	奥田 満	津市	倉田 幸果
8月26日	津市	太田 正之	津市	葛井 ひとみ
8月27日	津市	後藤 千春	津市	柴山 勝彦
8月28日	津市	前田 恵津子	津市	八太 伸介
8月29日	津市	奥田 満	津市	小野 真裕
8月30日	津市	前田 恵津子	津市	門脇 知香
8月31日	津市	後藤 千春	津市	柴山 勝彦
9月1日	津市	奥田 満	津市	葛井 ひとみ
9月2日	津市	太田 正之	津市	門脇 知香
9月3日	津市	後藤 千春	津市	中山 隆司
9月4日	津市	太田 正之	津市	柴山 勝彦
9月5日	津市	奥田 満	津市	葛井 ひとみ
9月6日	津市	前田 恵津子	津市	後藤 啓太

第8期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
8月22日	津市	田中 久志	津市	竹西 昭人
8月23日	津市	田中 宏	津市	水井 悠介
8月24日	津市	田中 宏	津市	豊田 法生
8月25日	津市	田端 稔	松阪市	末石 豪士
8月26日	津市	鈴木 正則	津市	森本 雄介
8月27日	津市	後藤 佳基	津市	秋山 晴美
8月28日	津市	伊勢野 久好	津市	佐野 隆之
8月29日	津市	松井 博保	津市	小林 朋子
8月30日	津市	後藤 佳基	津市	佐野 隆之
8月31日	津市	後藤 佳基	津市	西 浩子
9月1日	津市	田端 稔	津市	澤田 和也
9月2日	津市	鈴木 正則	津市	西 浩子
9月3日	津市	松井 博保	津市	秋山 晴美
9月4日	津市	伊勢野 久好	津市	豊田 法生
9月5日	津市	田中 宏	津市	小林 朋子
9月6日	津市	田中 久志	津市	竹西 昭人

第9期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
8月22日	津市	吉川 寛司	津市	大橋 律子
8月23日	津市	中山 大藏	津市	長谷川 真里
8月24日	津市	小林 洋之	津市	岸岡 康成
8月25日	津市	中西 毅	津市	松永 邦彦
8月26日	津市	中山 大藏	津市	長谷川 真里
8月27日	津市	吉川 寛司	津市	大橋 律子
8月28日	津市	中山 大藏	津市	宮田 裕幸
8月29日	津市	脇田 智加子	津市	木村 重好
8月30日	津市	吉川 寛司	津市	東山 準也
8月31日	津市	中山 大藏	津市	大橋 律子
9月1日	津市	中西 毅	津市	山川 隆宏
9月2日	津市	小林 哉也	津市	宮田 裕幸
9月3日	津市	吉川 寛司	津市	西 綾
9月4日	津市	橋本 忍	津市	瀬田 義久
9月5日	津市	中山 大藏	津市	藤田 真実
9月6日	津市	吉川 寛司	津市	木村 重好

第10期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
8月22日	津市	岸野 隆夫	津市	石淵 誠人
8月23日	津市	澤 栄理子	津市	今井 月
8月24日	津市	西山 政志	津市	廣瀬 智也
8月25日	津市	前川 広幸	津市	鯖戸 嘉典
8月26日	津市	渡邊 宏一	津市	岡野 百恵
8月27日	津市	岸野 隆夫	津市	松本 和子
8月28日	津市	大西 順子	津市	境 大伸
8月29日	津市	丸井戸 茂樹	津市	谷 泰徳
8月30日	津市	磯田 勉	津市	田中 賢秀
8月31日	津市	西山 政志	松阪市	杉谷 義之
9月1日	津市	前川 広幸	津市	芝山 弘行
9月2日	津市	浅尾 和司	津市	今井 月
9月3日	津市	海住 克己	津市	松本 和子
9月4日	津市	丸井戸 茂樹	松阪市	向田 早永
9月5日	津市	渡邊 宏一	津市	田中 賢秀
9月6日	津市	海住 克己	津市	鯖戸 嘉典

第11期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
9月3日	津市	渡邊 昇	津市	小林 泰之
9月4日	津市	渡邊 昇	津市	小谷 章剛
9月5日	津市	渡邊 昇	松阪市	奥野 伸弥
9月6日	津市	渡邊 昇	松阪市	本多 裕樹

第12期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
9月6日	津市	森田 泰紹	津市	福山 智収

津市選挙管理委員会告示第53号

令和7年9月7日執行の三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7による読み替え後の同令第25条の規定により告示する。

令和7年8月21日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部 憲夫

別紙のとおり

## 投票所施設一覧

地域	投票区	投票所名称・施設	所在地
津	1	津市役所	津市西丸之内23番1号
	2	津市立養正小学校	津市丸之内養正町14番1号
	3	津市相愛保育園	津市相生町77番地
	4	津市立敬和小学校	津市中河原445番地
	5	津市敬和公民館	津市寿町21番22号
	6	津市橋南会館	津市柳山津興1535番地27
	7	津市阿漕塚記念館	津市柳山津興622番地
	8	津市立育生小学校	津市下弁財町津興1350番地
	9	津市立橋南中学校	津市上弁財町津興2537番地4
	10	セントヨゼフ女子学園	津市半田1330番地
	11	津市橋南公民館	津市修成町12番1号
	12	津工会館	津市半田142番地
	13	津市立新町小学校	津市八町三丁目3番1号
	14	津市立西橋内中学校	津市東古河町7番1号
	15	三重大学附属幼稚園	津市観音寺町523番地
	16	三重県栄町庁舎(旧三重県民サービスセンター)	津市栄町一丁目954番地
	17	津市立南立誠小学校	津市桜橋二丁目39番地
	18	津市アストプラザ	津市羽所町700番地
	19	津市津西会館	津市一身田上津部田1355番地5
	20	津市立西が丘小学校	津市長岡町800番地437
	21	上浜団地集会所	津市上浜町四丁目49番地
	22	旧北立誠幼稚園	津市江戸橋一丁目76番地2
	23	雲出保育園	津市雲出本郷町1165番地
	24	津市城山会館	津市城山二丁目20番3号
	25	津市南郊公民館	津市高茶屋三丁目25番6号
	26	三重県工業研究所	津市高茶屋五丁目5番45号
	27	三重県立津高等技術学校	津市高茶屋小森町1176番地2
	28	津市立藤水幼稚園	津市藤方1627番地
	29	津市南が丘会館	津市垂水2882番地1
	30	津市立南が丘小学校	津市垂水2538番地1
	31	津市立神戸小学校	津市神戸332番地1
	32	泉ヶ丘集会所	津市野田21番地863
	33	旧片田幼稚園	津市片田井戸町43番地8
	34	津市立櫛形小学校	津市分部1211番地1
	35	津市立安東小学校	津市納所町245番地
	36	緑の街集会所	津市河辺町3511番地7
	37	津市立一身田小学校	津市一身田大古曾355
	38	津市一身田公民館	津市一身田町293番地3
	39	豊野会館	津市一身田豊野1406番地479
	40	町屋会館	津市栗真町屋町714番地1
	41	津市栗真保育園	津市栗真小川町274番地
	42	白塚公民館	津市白塚町5205番地
	43	津市白塚市民センター	津市白塚町2111番地
	44	白塚団地第2自治会集会所	津市白塚町58番地15
	45	津市立大里小学校	津市大里窪田町1821番地
	46	津市高野尾転作促進技術研修所	津市高野尾町5416番地1
	47	津市豊が丘おおぞら会館	津市豊が丘二丁目47番11号
河芸	48	中別保公民館	津市河芸町中別保2034番地3
	49	津市立豊津小学校	津市河芸町一色1680番地
	50	津市立上野小学校	津市河芸町上野2963番地
	51	東千里公民館	津市河芸町東千里759番地
	52	津市立千里ヶ丘幼稚園	津市河芸町千里ヶ丘13番地
	53	津市立黒田小学校	津市河芸町北黒田109番地1
	54	南黒田公民館	津市河芸町南黒田442番地1
	55	三行地区農業構造改善センター	津市河芸町三行1228番地1
芸濃	56	津市芸濃総合支所	津市芸濃町椋本6141番地1
	57	津市立明小学校	津市芸濃町林325番地
	58	旧安西小学校	津市芸濃町北神山310番地
	59	津市雲林院福祉会館	津市芸濃町雲林院1019番地
	60	津市落合の郷	津市芸濃町河内900番地

美里	61	津市美里ふるさと資料館	津市美里町北長野1445番地
	62	津市美里公民館	津市美里町足坂560番地2
	63	旧辰水小学校	津市美里町家所2045番地
安濃	64	津市草生公民館	津市安濃町草生4249番地1
	65	津市村主公民館	津市安濃町連部69番地1
	66	津市安濃公民館	津市安濃町内多3653番地
	67	津市明合幼稚園	津市安濃町大塚253番地2
久居	68	久居総合福祉会館	津市久居東鷹跡町20番地2
	69	津市立誠之小学校	津市久居西鷹跡町424番地
	70	津市立成美小学校	津市久居新町737番地
	71	津市立立成小学校	津市久居野村町560番地
	72	久居さくらが丘集会所	津市久居桜が丘町1813番地5
	73	密柑山幼稚園	津市久居北口町554番地2
	74	津市北部保育園	津市久居北口町859番地3
	75	津市元町地区集会所	津市久居元町2099番地2
	76	津市須ヶ瀬構造改善センター	津市須ヶ瀬町1610番地7
	77	木造区集会所	津市木造町1581番地
	78	津市桃園情報センター	津市新家町1365番地5
	79	津市こべき保育園	津市久居元町2314番地17
	80	津市立戸木小学校	津市戸木町880番地
	81	津市七栗産業会館	津市庄田町517番地1
	82	津市立栗葉小学校	津市森町270番地
	83	一色公会所	津市久居一色町766番地2
	84	下稲葉公会所	津市稲葉町200番地
	85	上稲葉ふれあい会館	津市稲葉町2764番地1
	86	津市榊原農民研修所	津市榊原町5104番地
	87	津市下村教育集会所	津市榊原町8161番地2
88	寺野垣内集会所	津市榊原町4696番地1	
89	津市榊原上教育集会所	津市榊原町10295番地1	
香良洲	90	津市香良洲公民館	津市香良洲町1876番地1
	91	津市立香海中学校	津市香良洲町128番地
一志	92	井生公会所	津市一志町井生2691番地
	93	津市大井公民館	津市一志町大仰217番地1
	94	津市とことめの里一志	津市一志町井関1792番地
	95	津市波瀬ふれあい会館	津市一志町波瀬2232番地2
	96	みえなか農業協同組合旧室の口店	津市一志町波瀬7068番地
	97	津市川合文化会館	津市一志町八太420番地4
	98	津市庄村集会所	津市一志町庄村244番地1
	99	津市高岡老人憩いの家	津市一志町高野1321番地1
	100	津市一志高岡公民館	津市一志町田尻605番地2
	101	津市一志体育館	津市一志町高野160番地728
	102	津市小山集会所	津市一志町小山401番地1
	103	虹が丘集会所	津市一志町虹が丘5番地7
	白山	104	津市元取公民館
105		津市立家城小学校	津市白山町南家城647番地
106		津市川口公民館	津市白山町川口1968番地
107		津市大三農村集落多目的共同利用施設	津市白山町二本木1001番地253
108		津市三ヶ野集会所	津市白山町三ヶ野2773番地1
109		津市倭公民館	津市白山町中ノ村581番地
美杉	110	津市八ツ山農村集落多目的共同利用施設	津市白山町八対野994番地1
	111	津市竹原地域住民センター	津市美杉町竹原2777番地
	112	津市美杉総合文化センター	津市美杉町八知5580番地2
	113	津市太郎生多目的集会所	津市美杉町太郎生2120番地
	114	下太郎生中農業集落多目的集会所	津市美杉町太郎生4473番地3
	115	津市伊勢地地域住民センター	津市美杉町石名原1681番地
	116	津市八幡地域住民センター	津市美杉町奥津1288番地8
	117	津市美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」	津市美杉町川上3372番地
	118	津市丹生俣多目的集会所	津市美杉町丹生俣1360番地2
	119	津市多気地域住民センター	津市美杉町上多気1031番地
	120	津市下之川地域住民センター	津市美杉町下之川6115番地

津市選挙管理委員会告示第54号

令和7年9月7日執行の三重県知事選挙における投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条第1項の規定により告示する。

令和7年8月21日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部憲夫

別紙のとおり

津市選挙管理委員会告示第55号

令和7年9月7日執行の三重県知事選挙における各投票区の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年法律第100号）第25条の規定により告示する。

令和7年8月21日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部憲夫

別紙のとおり

投票区	投票所名称	投票管理者		投票管理者職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
1	津市役所	吉田 和司	津市	立松 勇紀	津市
2	津市立養正小学校	橋丸 大亮	津市	麻生 香緒里	津市
3	津市相愛保育園	若林 麻衣子	津市	辻 菜津実	津市
4	津市立敬和小学校	網本 正和	津市	藤枝 大介	津市
5	津市敬和公民館	若林 美佳	津市	酒井 崇秀	津市
6	津市橋南会館	米本 孝子	津市	山路 雄也	津市
7	津市阿漕塚記念館	岡田 定幸	津市	神田 典宏	津市
8	津市立育生小学校	中野 雅文	津市	岡副 佑紀	津市
9	津市立橋南中学校	川北 学	津市	田内 悠介	津市
10	セントヨゼフ女子学園	柿木 雅代	津市	松下 裕輔	伊勢市
11	津市橋南公民館	丹羽 智厚	津市	山副 一哉	津市
12	津工会館	日名子 博	津市	村上 詠一	津市
13	津市立新町小学校	江角 綾子	津市	浅野 哲	津市
14	津市立西橋内中学校	永田 慶一	津市	鈴木 佑子	津市
15	三重大学附属幼稚園	谷本 聖美	津市	梅谷 暢子	津市
16	三重県栄町庁舎(旧三重県民サービスセンター)	加藤 浩道	伊勢市	田中 竜太	津市
17	津市立南立誠小学校	谷本 有司	津市	前田 俊輔	津市
18	津市アストプラザ	東谷 竹雄	津市	高須 憲央	鈴鹿市
19	津市津西会館	小菅 優斗士	津市	新谷 健人	津市
20	津市立西が丘小学校	藤井 香里	津市	中村 大祐	鈴鹿市
21	上浜団地集会所	山本 直規	津市	山田 悠	津市
22	旧北立誠幼稚園	林 敬史	津市	落合 めぐみ	津市
23	雲出保育園	鈴木 弘一	津市	日比 剛	津市
24	津市城山会館	加藤 充孝	津市	藤木 洋平	津市
25	津市南郊公民館	吉川 真実	津市	前山 勝紀	松阪市
26	三重県工業研究所	小林 淳子	津市	服部 庄吾	津市
27	三重県立津高等技術学校	鎌田 康志	津市	舟橋 未紗	津市
28	津市立藤水幼稚園	小林 美誉子	津市	永田 卓也	津市
29	津市南が丘会館	川邊 純二	津市	山本 将也	津市
30	津市立南が丘小学校	千原 正大	松阪市	得光 俊史	津市
31	津市立神戸小学校	坂本 佐知	津市	中村 直樹	津市
32	泉ヶ丘集会所	長谷川 義記	津市	奥山 聡	津市
33	旧片田幼稚園	伊藤 健	津市	山田 貴之	津市
34	津市立櫛形小学校	松尾 辰彦	津市	小林 泰之	津市
35	津市立安東小学校	中西 俊之	松阪市	石橋 大輔	津市
36	緑の街集会所	中村 剛之	松阪市	小林 知美	津市

投票区	投票所名称	投票管理者		投票管理者職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
37	津市立一身田小学校	藤原 崇	津市	島田 雅俊	津市
38	津市一身田公民館	畠山 和之	津市	中出 尊志	津市
39	豊野会館	永合 由典	津市	渡邊 千裕	津市
40	町屋会館	竹谷 吉聡	津市	山本 達也	津市
41	津市栗真保育園	綾野 雅子	津市	安宅 巧	津市
42	津市白塚公民館	柳原 雄樹	津市	神水 彩花	鈴鹿市
43	津市白塚市民センター	栗本 みどり	津市	堀 佑美	津市
44	白塚団地第2自治会集会所	小坂 真里栄	鈴鹿市	水谷 聡志	四日市市
45	津市立大里小学校	水谷 麻美	津市	今田 浩介	津市
46	津市高野尾転作促進技術研修所	駒田 敬彦	津市	鈴木 喬	津市
47	津市豊が丘おおぞら会館	黒澤 優	津市	加藤 勇樹	津市
48	中別保公民館	内藤 清寿	津市	村田 有香	津市
49	津市立豊津小学校	南出 剛志	津市	國枝 和代	津市
50	津市立上野小学校	舟橋 裕子	津市	江副 諭	鈴鹿市
51	東千里公民館	後藤 弘一	津市	岡田 徳子	津市
52	津市立千里ヶ丘幼稚園	長井 秀文	津市	末廣 健太郎	津市
53	津市立黒田小学校	土田 仁美	四日市市	前田 剛志	津市
54	南黒田公民館	川出 富士雄	津市	川出 瑞貴	津市
55	三行地区農業構造改善センター	高橋 豊人	津市	畑中 直人	津市
56	津市芸濃総合支所	駒田 祐樹	津市	横山 貴之	津市
57	津市立明小学校	小黒 誠仁	津市	田中 康治	津市
58	旧安西小学校	渥美 博	津市	柴田 智彦	津市
59	津市雲林院福祉会館	伊藤 美帆	津市	岡本 慎哉	津市
60	津市落合の郷	蟻戸 孝明	津市	中山 真一郎	津市
61	美里ふるさと資料館	澤岸 慎也	津市	山路 充洋	津市
62	津市美里公民館	不破 孝幸	津市	河邊 祥子	松阪市
63	旧辰水小学校	竹田 智貴	津市	橋本 大輔	津市
64	津市草生公民館	奥山 英樹	津市	山岡 亜由美	津市
65	津市村主公民館	野口 真也	津市	豊田 浩之	津市
66	津市安濃公民館	横井 宏和	津市	濱口 淑子	津市
67	津市明合幼稚園	山川 晶子	津市	日比 尚美	津市
68	久居総合福祉会館	荒木 聡	津市	牛田 智之	津市

投票区	投票所名称	投票管理者		投票管理者職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
69	津市立誠之小学校	小濱 守	津市	高須賀 弘平	津市
70	津市立成美小学校	裏川 隆	津市	西井 大騎	津市
71	津市立立成小学校	井上 真	津市	奥谷 祐己	津市
72	久居さくらが丘集会所	山下 貴史	津市	赤木 裕介	津市
73	津市密柑山幼稚園	松長 伸	津市	片岡 真由美	津市
74	津市北部保育園	関岡 宏幸	津市	大西 健範	津市
75	津市元町地区集会所	工藤 暢久	松阪市	佐藤 圭太	津市
76	津市須ヶ瀬構造改善センター	戸森 清生	津市	河本 理恵	津市
77	木造区集会所	大西 弘樹	津市	波多野 淳也	津市
78	津市桃園情報センター	鈴木 勝士	津市	日比野 友風	津市
79	津市こべき保育園	真田 秀彰	津市	松岡 智樹	津市
80	津市立戸木小学校	大井 清	四日市市	館 美香	津市
81	津市七栗産業会館	野田 恵実	津市	宮田 裕幸	津市
82	津市立栗葉小学校	谷口 大悟	津市	谷川 かつら	津市
83	一色公会所	裏川 太紀	津市	柴山 勝彦	津市
84	下稲葉公会所	東山 準也	津市	山村 志保	津市
85	上稲葉ふれあい会館	中山 千春	津市	草川 智子	津市
86	津市榊原農民研修所	中山 貴博	津市	大森 正義	津市
87	津市下村教育集会所	木佐貫 徹	津市	小川 明子	津市
88	寺野垣内集会所	村木 庸彦	津市	山本 涼介	津市
89	津市榊原上教育集会所	後藤 正樹	松阪市	大原 知子	津市
90	津市香良洲公民館	濱村 章史	津市	八太 伸介	津市
91	津市立香海中学校	伊藤 良成	松阪市	高橋 純也	津市
92	井生公会所	町野 倫也	津市	倉田 勝司	松阪市
93	津市大井公民館	岡野 徳之	松阪市	藤川 知樹	津市
94	津市とことめの里一志	水井 英人	松阪市	奥田 直樹	津市
95	津市波瀬ふれあい会館	内田 泰豊	津市	鈴木 香	松阪市
96	みえなか農業協同組合旧室の口店	前山 広重	津市	世古 学	津市
97	津市川合文化会館	中村 光良	津市	川端 輝	津市
98	津市庄村集会所	稲垣 雅也	津市	水井 悠介	津市

投票区	投票所名称	投票管理者		投票管理者職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
99	津市高岡老人憩いの家	澤田 和也	津市	高木 和美	津市
100	津市一志高岡公民館	竹西 昭人	津市	川村 将	鈴鹿市
101	津市一志体育館	谷 泰徳	津市	齊藤 幸弘	津市
102	津市小山集会所	豊田 法生	津市	正木 慎一	多気郡大台町
103	虹が丘集会所	西 浩子	津市	森本 雄介	津市
104	津市元取公民館	加藤 利治	津市	熊崎 司	津市
105	津市立家城小学校	植松 久美子	津市	丸山 恵子	松阪市
106	津市川口公民館	岸岡 康成	津市	岡崎 好美	松阪市
107	津市大三農村集落多目的共同利用施設	山川 隆宏	津市	近藤 真由美	津市
108	津市三ヶ野集会所	瀬田 義久	津市	飯田 泰正	津市
109	津市倭公民館	大橋 律子	津市	長谷川 真里	津市
110	津市ハツ山農村集落多目的共同利用施設	野田 琢哉	津市	西山 勇介	津市
111	津市竹原地域住民センター	峯田 尚徳	津市	瀧本 宏充	津市
112	津市美杉総合文化センター	磯田 秀和	津市	大野 維佐子	津市
113	津市太郎生多目的集会所	廣田 耕次	名張市	廣瀬 智也	津市
114	下太郎生中農業集落多目的集会所	松永 邦彦	津市	杉谷 義之	松阪市
115	津市伊勢地地域住民センター	芝山 由佳子	松阪市	境 大伸	津市
116	津市八幡地域住民センター	鈴木 逸子	津市	松本 和子	津市
117	津市美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」	安木 作	津市	石淵 誠人	津市
118	津市丹生俣多目的集会所	海住 愛	津市	芝山 弘行	津市
119	津市多気地域住民センター	渡邊 紘子	津市	森 香奈	津市
120	津市下之川地域住民センター	向田 早永	松阪市	岡野 百恵	津市

津市選挙管理委員会告示第56号

令和7年9月7日執行の三重県知事選挙における津市開票区の開票の場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定により告示する。

令和7年8月21日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部 憲夫

- 1 開票の場所 津市安濃中央総合公園内体育館
- 2 開票の日時 令和7年9月7日 午後9時30分から

津市選挙管理委員会告示第57号

令和7年9月7日執行の三重県知事選挙における津市開票区の開票管理者及び開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第68条の規定により告示する。

令和7年8月21日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部 憲夫

1 開票管理者

住 所 津市戸木町5515番地1

氏 所 磯部 憲夫

2 開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住 所 津市久居小野辺町1454番地40

氏 所 永戸 吉朋

津市選挙管理委員会告示第58号

令和7年9月7日執行の三重県知事選挙における津市開票区の開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のように定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第62条第6項の規定により告示する。

令和7年8月21日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部 憲夫

- 1 くじの場所 津市本庁舎4階41会議室
- 2 くじの日時 令和7年9月4日 午後5時30分

津市選挙管理委員会告示第59号

令和7年9月7日執行の三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

令和7年8月25日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部 憲夫

第5期日前投票所

職務を行うべき日	解任する者		新たに選任する者	
	住所	氏名	住所	氏名
8月26日	津市	田野田 彰	津市	小林 千春

津市監査委員告示第10号

令和7年7月24日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求書について、要件審査を実施した結果を、令和7年8月7日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、津市住民監査請求事務取扱要領第9第7項の規定に基づき、公表する。

令和7年8月19日

津市監査委員 小 津 直 久

津市監査委員 安 井 広 伸

津市監査委員 片 山 光

津市監査委員 安 積 むつみ

## 第1 請求の受付

### 1 受付年月日

本件監査請求書は、令和7年7月24日に受付した。

### 2 請求人の住所・氏名

住所 津市

氏名 村田正人

### 3 請求の要旨（ほぼ「請求書」原文のまま記載）

#### (1) 請求の対象となる執行機関

津市長前葉泰幸

#### (2) 請求の対象となる財務会計上の怠る事実

ア 物件目録記載1の土地（以下「本件1土地」という。）は、不動産登記簿によれば、旧海軍省の所有名義であり、同目録記載2の土地（以下「本件2土地」という。）は、旧大蔵省の所有名義である。（以下、両土地をいうときは、「本件土地」という。）

イ 本件土地は、国有財産特別措置法第5条1項第5号の規定に基づき、平成14年4月1日、国が津市に対し、本件土地周辺の法定外公共物とともに一括して譲与した土地である。旧法定外公共物とは、里道や水路等であったものが、機能を失い公共的な用途に使われていないものをいい、現に住宅敷地等として使用されている場合には、使用者に対して売却が行われるものである。

ウ 本件土地には、戦後の時期不詳の頃、3軒の住宅（以下「本件住宅」という。）が建築され、爾来、住宅敷地等として使用されてきたものであるが、時期不詳の頃から、3軒の住民は順次退去し、平成30年頃には最後の住民も退去して空き家が存続するだけの土地となっていたものであり、現況は、宅地であった。

平成30年以降、本件住宅の荒廃が進み、倒壊の恐れが生じたほか、イタチなどの害獣が生息、害虫も発生して衛生上有害となり、著しく景観を損なっているほか、人の立ち入らない廃墟は犯罪に悪用されるおそれがあり、地元自治会に帰属する周辺住民の生活環境に対して重大な悪影響を与える事態となってきた。このため、地元自治会と近隣地主は、津市に対し、本件住宅の撤去を求めてきたが、津市は、言を左右にして、有効な対応を講じず放置してきた。

令和7年7月22日以降、建設会社が本件住宅の関係者の了解を得

て、取り壊すと、本件住宅が撤去された跡地の現況は、雑種地となる。津市は、道路敷地と称しているが、戦後、道路敷地として使用されたことはない。

(3) 違法若しくは不当とする理由

ア 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年3月31日公布・令和2年4月1日施行）（以下「土地基本法」という。）は、土地所有者等の適正な土地の利用と管理に関する責務を明記し（6条）、国及び地方公共団体に対しては「所有者等による適正な土地の利用及び管理を確保するための必要な措置を講ずるよう努める」（7条2項）と規定している。

イ そうだとすれば、津市は、本件土地の所有者として、本件土地の所有名義を国から津市に変更したうえで、道路敷地としての機能を失っており、公共的な用途に使われていない本件土地の売却先を探すなどして、本件土地を適正に管理する責務があるところ、津市は、これらの対応を怠っているのは、違法である。

(4) 津市に生じている損害

本件土地の売払いをすれば、売却益を得ることができるにもかかわらず、適正管理をしないことで売却益相当の損害が生じているほか、草木の繁茂に任せているので、多額の除草費用が発生する損害が生じている。

(5) 求める必要な措置

津市長前葉泰幸が本件土地の所有名義を国から津市に所有権移転登記手続を行ったうえで、所有権移転登記後の管理責任に基づき、適正価格による売却処分をしないで怠っていることは違法であることの確認を求める。

(6) 財務会計上の行為から1年が経過して請求する正当な理由

怠る事実（不作為）については、住民監査請求の期間制限はないため、違法な不作為状態が続く限り、住民監査請求は適法である。

物件目録（土地）

- 1 所在 津市高茶屋小森町字焼野  
地番 874番10  
地目 山林  
地積 1216平方メートル

2 所在 津市高茶屋小森町字焼野  
地番 874番11  
地目 山林  
地積 846平方メートル

## 第2 請求の却下理由

本件監査請求は、津市が津市高茶屋小森町字焼野地内の市有地を適正価格で売却処分をしていないとして、違法又は不当な財産の管理を怠る事実の是正を求めているものと解される。

法第242条第1項は、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」旨の規定により、住民監査請求は、当該地方公共団体の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為の防止若しくは是正を目的とするものであり、その対象となる行為は当該地方公共団体の財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実に限られている。

請求人は、住民監査請求を行うに当たって、財務会計上の行為の違法性若しくは不当性について具体的に明示する必要があるが、「本件土地の売却払いをすれば、売却益を得ることができるにもかかわらず、適正管理をしないことで売却益相当の損害が生じているほか、草木の繁茂に任せているので、多額の除草費用が発生する損害が生じている。」と主張するのみで財務会計上の違法若しくは不当な行為を明らかにしていない。

よって、本件監査請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を具備していないと判断する。

以上

津市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年8月22日

津市監査委員 小 津 直 久

津市監査委員 安 井 広 伸

津市監査委員 片 山 光

津市監査委員 安 積 むつみ

別紙のとおり

## 第1 監査の基準

監査委員は、津市監査基準（令和2年津市監査委員告示第3号）に準拠して監査を行った。

## 第2 監査の種類

- 1 法第199条第5項に基づく監査（以下「随時監査」という。）
- 2 法第199条第7項に基づく監査（以下「財政援助団体等監査」という。）

## 第3 監査の対象

### 1 随時監査

#### (1) 工事監査

令和4年度下工公補継第2号藤方第2雨水幹線築造工事

#### (2) 所管部局

上下水道事業局下水道工務課

### 2 財政援助団体等監査

#### (1) 財政援助団体の監査

団体名	所管部局
津市防犯協会	市民部市民交流課
津市スポーツ少年団本部	スポーツ文化振興部スポーツ振興課
新雲出川物語推進委員会	環境部環境政策課
一般社団法人榊原温泉振興協会	久居総合支所地域振興課
津市PTA連合会	教育委員会事務局教育総務部生涯学習課

#### (2) 出資団体の監査

団体名	所管部局
津駅前都市開発株式会社	都市計画部都市政策課

#### (3) 出資団体及び指定管理者の監査

団体名	所管部局
-----	------

青山高原保健休養地管理株式会社	白山総合支所地域振興課
-----------------	-------------

(4) 指定管理者の監査

指定管理者	対象施設	所管部局
P F I 津市斎場株式会社	いつくしみの杜	市民部市民課
株式会社キャリアカーサービス	津なぎさまち内旅客船ターミナル	都市計画部交通政策課
美杉林業研修集会施設管理運営協議会	津市美杉林業研修集会施設「グリーンハウス美杉」	美杉総合支所地域振興課

第4 監査の対象年度及び事項

監査の対象年度及び事項は、次のとおりである。

1 随時監査

監査対象工事に係る設計、積算、施工等を対象とした。

2 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

主に令和3年度から令和5年度までの市の財政援助に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

(2) 出資団体の監査

主に令和3年度から令和5年度までの出資団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

(3) 指定管理者の監査

主に令和3年度から令和5年度までの指定管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

第5 監査の期間

令和7年4月15日から同年8月4日まで

第6 監査の方法

監査の方法は、監査の種別ごとに主に次の諸点に着眼し、監査対象部局

等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

また、随時監査にあつては、所管部局から提出を受けた資料のほか、設計方針、積算、契約、施工計画、施工管理、出来形等の関係書類を調査するとともに、現地調査を実施し、所管部局の職員及び工事請負業者に説明を求めた。

なお、工事技術調査業務を公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、その調査報告書を参考とした。

## 1 随時監査

### 工事監査

- (1) 仕様書、図面及び設計図書は、適切に作成されているか。
- (2) 積算の数量及び金額は、正確で、算出根拠は、明確となっているか。
- (3) 施工計画は、適切に作成され、工程管理は、適切に行われているか。
- (4) 各種検査、材料試験等は、適切に行われ、記録は整備・記帳されているか。
- (5) 現場の安全管理及び現場周辺への安全対策は、適切に行われているか。

## 2 財政援助団体等監査

### (1) 財政援助団体の監査

#### ア 財政援助団体関係

- (7) 補助金等交付対象事業は、事業計画、補助金等の交付条件に従って実施されているか。
- (8) 補助金等に係る会計処理及び精算は、適正に行われているか。
- (9) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

#### イ 所管部局関係

- (7) 補助金等充当経費の内容確認、交付条件の履行確認及び補助効果の検証は、適正に行われているか。
- (8) 補助金等の額は、経済的に妥当なものとなっているか。

### (2) 出資団体の監査

#### ア 出資団体関係

- (7) 経営成績及び財政状態は良好か。

- (f) 会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。
- (g) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

出資団体の経営成績等を十分に把握し、必要に応じて、出資者として適正に権利を行使しているか。

(3) 指定管理者の監査

ア 指定管理者関係

- (f) 施設は関係法令の定めるところにより適正に管理されているか。
- (g) 協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。
- (h) 利用料金の設定・収納、使用許可及び利用料金の減免手続は適正になされているか。
- (i) 施設管理に係る収支会計経理は適正になされているか。
- (k) 財産管理は適正に行われているか。
- (l) 利用者の平等利用、利便性の向上に努めているか。

イ 所管部局関係

- (f) 事業計画書及び事業報告書の提出は適正に行われているか。
- (g) 指定管理料の算定・支払・精算は適正に行われているか。
- (h) 管理運営の評価・検証は適正に行われているか。
- (i) 利用者ニーズ・要望等の把握と改善は適正に行われているか。

## 第7 監査の区分

監査の結果については、次の区分を用いて講評するものとした。

1 勧告

法令、要綱等に反するとともに、故意又は重大な過失により著しく適正を欠く事項で、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

2 指摘

- (1) 法令、要綱等に明らかに反していると認められるもの
- (2) 法令、要綱等に反してはいないものの、経済性、効率性及び有効性の観点に著しく反していると認められるもの

3 意見

経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるもの

## 第8 随時監査の結果

- 1 工事名：令和4年度下工公補継第2号藤方第2雨水幹線築造工事  
(上下水道事業局下水道工務課)
- 2 請負業者名：奥村・藪・北嶋特定建設工事共同企業体
- 3 契約の種別：総合評価一般競争入札
- 4 入札参加業者数：4者
- 5 契約年月日：令和4年8月12日
- 6 工期：当初 令和4年8月12日から令和9年1月13日まで
- 7 契約金額（令和7年3月31日現在）
  - (1) 当初 4, 143, 040, 000円
  - (2) 変更後 5, 016, 586, 300円
- 8 実施進捗率：79.9%（令和7年3月31日現在）
- 9 講評  
 監査した限りにおいて、当該工事に係る設計、積算、施工等の執行が適正に行われているものと認められた。

## 第9 財政援助団体等監査の結果

- 1 財政援助団体の監査
  - (1) 津市防犯協会（所管部局：市民部市民交流課）
    - ア 財政援助の概要（注）

### 津市防犯協会負担金の交付

財政援助の目的	市民の防犯意識を向上させるとともに、各種防犯活動を通じて安全で安心なまちづくりに寄与すること	
交付の根拠	なし	
交付率	100%	
対象事業の内容	津地区防犯協会及び津南生活安全協会の運営、防犯活動	
対象経費の内容	津地区防犯協会及び津南生活安全協会職員の人件費、防犯活動にかかる用具、物品の購入など	
交付額	令和3年度	8, 840, 000円
	令和4年度	8, 840, 000円
	令和5年度	8, 840, 000円

(注) 財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

イ 講評

監査した限りにおいて、当該団体の負担金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められた。

(2) 津市スポーツ少年団本部（所管部局：スポーツ文化振興部スポーツ振興課）

ア 財政援助の概要（注）

(7) 津市スポーツ振興事業補助金（津市スポーツ少年団本部活性化事業）の交付

財政援助の目的	津市スポーツ少年団本部が実施する青少年健全育成を目的とするスポーツ大会、交流会及び指導者・リーダー育成事業並びに当該スポーツ少年団本部が参画する競技団体の大会等に対して支援を行い、スポーツ団体の活性化、青少年の健全育成及びスポーツ振興を図る	
交付の根拠	津市スポーツ振興事業補助金交付要綱	
交付率	100%	
対象事業の内容	事業費（競技別交流大会、スポーツ少年団交流大会等）、振興費（単位団助成）、事務局費（会議費、通信費、手数料等）	
対象経費の内容	補助事業の運営費（食糧費を除く。）	
交付額	令和3年度	6,900,000円
	令和4年度	6,900,000円
	令和5年度	6,900,000円

(i) 津市スポーツ振興基金活用事業補助金（競技スポーツ振興事業補助金）の交付

財政援助の目的	三重とこわか国体及び三重とこわか大会の開催に向けた競技スポーツ及びパラスポーツの盛り上がりを引き継ぎ、スポーツ競技に係る団体等が行う競技人口の拡大及び競技力の向上を図るための活
---------	--

	動を継続して支援することにより、本市のスポーツ振興を図る	
交付の根拠	津市スポーツ振興基金活用事業補助金交付要綱	
交付率	100%	
対象事業の内容	ジュニアアスリート等の育成のための教室、体験会等を実施する事業、指導者講習会の開催、（公財）日本スポーツ協会等が主催する資格講習会の受講等指導者等を育成する事業、大会等の開催及び大会等への参加に係る事業、その他市長が特に必要と認める事業	
対象経費の内容	謝金、旅費、宿泊費、スポーツ用具費、使用料・賃借料、委託費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料・負担金、保険料	
交付額	令和3年度	—
	令和4年度	69,000円
	令和5年度	216,000円

（注）財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

#### イ 講評

監査した限りにおいて、当該団体の補助金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められた。

### (3) 新雲出川物語推進委員会（所管部局：環境部環境政策課）

#### ア 財政援助の概要（注）

##### 山・川・海ネットワーク事業負担金の交付

財政援助の目的	津市環境基本計画の重点施策である「山と川と海のネットワークの推進」の具体的施策として活動を行っている新雲出川物語推進委員会とともに、雲出川流域の様々な団体等の交流会や学習会を開催し、環境の保全などに取り組むためのネットワークづくりを推進するため
---------	--

交付の根拠	なし	
交付率	100%	
対象事業の内容	環境基本計画の重点施策「山と川と海のネットワークの推進」に取り組む事業	
対象経費の内容	雲出川流域清掃・植樹、環境講座等にかかる企画運営費	
交付額	令和3年度	1,500,000円
	令和4年度	1,500,000円
	令和5年度	1,500,000円

(注) 財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

#### イ 講評

監査した限りにおいて、当該団体の負担金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められた。

#### (4) 一般社団法人榊原温泉振興協会（所管部局：久居総合支所地域振興課）

##### ア 財政援助の概要（注）

津市商工業振興等関係補助金（温泉施設振興事業補助金）の交付

財政援助の目的	榊原温泉の観光誘客イベント、PR活動事業を支援することにより、歴史ある観光資源「榊原温泉」への観光誘客を促進する	
交付の根拠	津市商工業振興等関係補助金交付要綱	
交付率	100%	
対象事業の内容	観光客誘致宣伝活動事業、観光誘客促進イベント事業、地域おもてなし体制事業、事務局事業	
対象経費の内容	市内温泉施設のPR、及びPRイベントの開催に係る経費	
交付額	令和3年度	9,500,000円
	令和4年度	9,500,000円
	令和5年度	9,500,000円

(注) 財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

イ 講評

監査した限りにおいて、当該団体の補助金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められた。

(5) 津市PTA連合会（所管部局：教育委員会事務局教育総務部生涯学習課）

ア 財政援助の概要（注）

津市社会教育活動支援事業補助金の交付

財政援助の目的	市内の幼稚園・小中学校等を単位とするPTA（単位PTA）と連携を保ち、幼児・児童・生徒の健全な育成及び環境整備を図る	
交付の根拠	津市社会教育活動支援事業補助金交付要綱	
交付率	100%	
対象事業の内容	単位PTA間の連絡・調整、PTA活動の活性化のための企画、事務局の運営	
対象経費の内容	大会又は行事に係る経費、調査研究又は資料の作成、配布に係る経費、団体の組織の整備及び育成を図る事業に係る経費、その他市長が特に必要と認める事業に係る経費	
交付額	令和3年度	3,238,000円
	令和4年度	3,238,000円
	令和5年度	3,238,000円

(注) 財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

イ 講評

監査した限りにおいて、当該団体の補助金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められた。

2 出資団体の監査

(1) 津駅前都市開発株式会社（所管部局：都市計画部都市政策課）

ア 出資団体の概要（注）

資本金	300,000,000円		
市の出資の状況	出資額	120,000,000円	
	出資比率	40.0%	
主な業務の内容	不動産賃貸業、ビル管理業		
財務の状況	資産	3,110,875,899円	
	負債	905,666,681円	
	純資産	資本金	300,000,000円
		剰余金	1,905,209,218円
	負債・純資産合計	3,110,875,899円	
損益の状況	営業利益	178,767,328円	
	経常利益	177,076,358円	
	当期純利益	120,798,716円	

（注）出資団体の概要は、所管部局が提出した監査資料及び第27期（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の収支決算書を参考にまとめたものである。「△」は、損失を意味する。

イ 講評

監査した限りにおいて、当該団体の出資に係る出納その他の事務の執行が正確かつ適正に行われていると認められた。

3 出資団体及び指定管理者の監査

- (1) 青山高原保健休養地管理株式会社（所管部局：白山総合支所地域振興課）

ア 出資団体の概要（注）

資本金	36,500,000円	
市の出資の状況	出資額	19,670,000円
	出資比率	53.9%
主な業務の内容	青山高原保健休養地の秩序ある発展を図るとともに、保健休養地として快適な生活に寄与するため、休養地内の土地、建物および施設等の管理運営業務を行う	
財務の状況	資産	59,232,148円

	負 債		1, 124, 163円
	純資産	資本金	36, 500, 000円
		剰余金	21, 607, 985円
	負債・純資産合計		59, 232, 148円
損益の状況	営業利益		6, 119, 474円
	経常利益		△2, 611, 594円
	当期純利益		△2, 685, 894円

(注) 出資団体の概要は、所管部局が提出した監査資料及び令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)の収支決算書を参考にまとめたものである。「△」は、損失を意味する。

イ 指定管理の概要 (注)

施設の名 称	津市青山高原保健休養地	
施設の設置目的	住民の健全なレクリエーション及び憩いの場として、青少年等の利用に供するため	
建 築 年	昭和47年	
指定管理業務の 範 囲	施設の使用の許可に関する業務、施設及び設備器具等の維持管理に関する業務及び自主事業	
選 定 方 法	非公募(地域主体性)	
指定管理料の有無	有 (令和5年度: 10, 000, 000円)	
指定管理料の 精 算 の 有 無	無し	
指定管理者の 経 営 状 況 (令和5年度)	収 入	20, 956, 023円
	支 出	24, 801, 154円
	収支差引	△3, 845, 131円
主な施設利用の状況 (令和5年度)	利用者数: 6, 068人	
指定管理者総合評価 (令和5年度)	やや悪いの 数	無し
	悪いの数	無し

(注) 指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

## ウ 講評

### (7) 行政財産使用許可等について（指摘）

青山高原保健休養地内で、指定管理者が自主事業を行っているパターゴルフ場を含む複数の施設について、津市財産に関する条例に定める行政財産使用許可等の必要な手続きがされていなかったことから、使用の実態に応じ、所要の措置を講じられたい。

### (8) 修繕費に係るリスク分担について（意見）

津市青山高原保健休養地指定管理者要求水準書の5「施設の管理に要する経費等」において、指定管理料に修繕費が含まれていることが明示されているが、修繕費分の具体的な金額は明らかではなく、「1件当たり10万円以上の修繕費については別途協議」とされている。しかしながら、令和5年度には敷地内のトイレ修繕に約940万円を指定管理者が支出した事例があるなど、10万円以上の修繕を指定管理者が実施している事例が散見された。指定管理料が1,000万円であることも踏まえると、指定管理者に過大な修繕費を負担させることは、指定管理者の経営を圧迫する可能性も否定できないことから、指定管理事業における適切なリスク分担についての協議を進められたい。

### (9) 使用許可申請方法等の見直しについて（意見）

津市青山高原保健休養地の設置及び管理に関する条例施行規則第5条から第8条には、施設の使用許可申請等に係る様式が定められているが、現状は、オンライン予約や、指定管理者が別途作成した様式により各種手続きが行われていた。今後においては、実態に合わせ、使用許可申請方法等について検討されたい。

## 4 指定管理者の監査

### (1) PFI津市斎場株式会社（所管部局：市民部市民課）

#### ア 指定管理の概要（注）

施設 の 名 称	いつくしみの杜
施設 の 設 置 目 的	住民の福祉の向上を図るため

建 築 年	平成 27 年度	
指 定 管 理 業 務 の 範 囲	斎場の使用の許可に関する業務、斎場の施設、設備器具等の維持管理に関する業務、その他市長が必要と認める業務	
選 定 方 法	公募	
指 定 管 理 料 の 有 無	有り (令和 5 年度：196,425,730 円)	
指 定 管 理 料 の 精 算 の 有 無	無し	
指 定 管 理 者 の 経 営 状 況 ( 令 和 5 年 度 )	収 入	196,425,951 円
	支 出	193,103,127 円
	収 支 差 引	3,322,824 円
主 な 施 設 利 用 の 状 況 ( 令 和 5 年 度 )	人体火葬：3,828 件、動物火葬：2,137 件、霊安室：539 件、待合室：3,618 件、葬儀式場：437 件	
指 定 管 理 者 総 合 評 価 ( 令 和 5 年 度 )	やや悪いの数	無し
	悪いの数	無し

(注) 指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

#### イ 講評

事業報告書の提出について（指摘）

津市斎場の設置及び管理に関する条例第 11 条第 1 項において、指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、斎場の管理業務の実施状況及び利用状況等を記載した事業報告書を作成し、市長に提出することとされている。

しかしながら、令和 3 年度、令和 4 年度及び令和 5 年度の同施設の年次報告書はいずれもこの期間を超えて提出されていた。

今後はこのようなことがないよう、同条例を遵守されたい。

#### (2) 株式会社キャリアカーサービス（所管部局：都市計画部交通政策課）

##### ア 指定管理の概要（注）

施 設 の 名 称	津なぎさまち内旅客船ターミナル
-----------	-----------------

施設の設置目的	中部国際空港との海上交通の確保を図るとともに、住民が海に親しみながら、集い賑わう交流拠点とするため	
建築年	平成17年	
指定管理業務の範囲	(1) 運航事業施設及び交流広場の施設の許可に関する業務 (2) ターミナルの施設、設備器具等の維持管理に関する業務 (3) その他市長が必要と認める業務	
選定方法	公募	
指定管理料の有無	有り (令和5年度：39,145,000円)	
指定管理料の精算の有無	無し	
指定管理者の経営状況 (令和5年度)	収入	42,573,950円
	支出	41,055,259円
	収支差引	1,518,691円
主な施設利用の状況 (令和5年度)	利用者数：300人、利用件数：1件	
指定管理者総合評価 (令和5年度)	やや悪いの数	無し
	悪いの数	無し

(注) 指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

#### イ 講評

修繕費に係るリスク分担について（意見）

指定管理者との責任分担表において、指定管理者が負担する修繕は「指定管理者の責めに帰すべき事由による場合」又は「修繕に係る費用（税抜き見積価格）が1件10万円未満の場合（経年劣化を含む）」とされており、他は別途協議を要した上で津市が負担することとなっている。

しかしながら、事業者の責めに帰すべき事由に当たらない10

万円を超える修繕が指定管理者負担で行われている事例が散見された。

施設の所有者は本市であることから、施設老朽化への対応を踏まえ、指定管理者が担うべき修繕について、リスク分担の内容を整理されたい。

(3) 美杉林業研修集会施設管理運営協議会（所管部局：美杉総合支所地域振興課）

ア 指定管理の概要（注）

施設 の 名 称	津市美杉林業研修集会施設（グリーンハウス美杉）	
施設 の 設 置 目 的	地域林業活動の活性化を図り、本市の林業の振興に資するため	
建 築 年	平成元年度	
指 定 管 理 業 務 の 範 囲	研修施設の使用の許可に関する業務、研修施設の施設、設備器具等の維持管理に関する業務、その他、市が必要と認める業務	
選 定 方 法	非公募（理由：地域主体性）	
指 定 管 理 料 の 有 無	有り （令和5年度：2,409,000円）	
指 定 管 理 料 の 精 算 の 有 無	無し	
指 定 管 理 者 の 経 営 状 況 （令和5年度）	収 入	3,052,813円
	支 出	2,853,204円
	収 支 差 引	199,609円
主 な 施 設 利 用 の 状 況 （令和5年度）	利用者数：1,576人	
指 定 管 理 者 総 合 評 価 （令和5年度）	やや悪いの 数	無し
	悪いの数	無し

（注）指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

イ 講評

監査した限りにおいて、当該団体の出資に係る出納その他の事務の執行が正確かつ適正に行われていると認められた。

## 第10 結び

監査の結果に基づき、総括としての意見を述べて、本件監査の結びとする。

### 1 適正な財政援助額の積算について

今回財政援助団体監査の対象とした5団体に対する令和3年度から令和5年度までの財政援助額を確認したところ、令和4年度から財政援助が開始された津市スポーツ振興基金活用事業補助を除き、いずれの団体に対しても毎年度同額の財政援助が実施されており、近年の物価高騰に伴い事業の必要経費も増加している場合が多いと想定されるが、財政援助額の増減は見られなかった。

社会情勢が年々変化する中で、対象事業に財政援助を行うことが適正であるかどうか、公益性や住民ニーズ、費用対効果の観点から検証したうえで、特に物価変動等、外的要因により事業の必要経費に増減が見込まれる場合は、財政援助額が妥当な積算内容となっているかどうか、改めて検証されたい。

### 2 不適正な減免手続きについて

令和4年度に「公の施設に係る使用料の減免について」を監査テーマに、行政監査を実施しており、当時の監査結果報告において、施設の特性に応じた公平かつ統一感のある減免基準の策定を望むとともに、条例、規則等を遵守した事務処理が徹底されるよう、組織としてのチェック機能が十分に働く内部統制の強化を要望したところである。

しかしながら、今回の監査においても、一部の施設において、不適正な減免手続きの事例が認められたことは誠に遺憾である。減免事務は利用者間に不公平があってはならないものであり、所管する公の施設において、減免基準が曖昧となり、担当者によって誤った判断や異なる判断が生じていることがないか、また、現状の事務処理体制でチェック機能が十分に働いているのかどうかを今一度検証し、公平公正な減免事務を徹底されるよう、改めて望むものである。

### 3 適切な施設・設備の維持管理について

本市が定める指定管理者制度運用等指針によれば、指定管理事業におけるリスク分担については、「想定されるリスクについて市と指定管理者間において、適切なリスク分担を事前に行うことが重要です。」とされている。しかしながら、リスク分担表等で指定管理者が負担するとされる範囲以上の修繕（例えば10万円以上の修繕）を全て「市との協議を要する」と定め、予め市のリスク分担の範囲を明示せずに基本協定書を締結し、結果として指定管理者側の負担が大きくなっている事例が認められた。指定管理事業で発生する修繕費を、市か指定管理者のどちらが負担するのかについては、指定管理事業の運営上で疑義が生じやすい問題であることから、責任分界点が明らかとなるよう十分検討した上で、予めリスク分担表を作成し、区分に沿った修繕を行うよう徹底されたい。

また、近年の定期監査において、修繕費の予算削減により、施設の機能が損なわれ、市民サービスの低下のおそれがあると憂慮している旨を報告してきた経緯があるが、修繕費は、平素から中長期の修繕計画を立て、必要な修繕を放置せず、早めの手当をしていくことが、結果的に費用の縮減につながるものである。

本市の施設は、老朽化が進んでいるものも多く、修繕箇所の増加のみならず、将来的に大規模修繕も必要となることが想定される。このことから、事業継続に不可欠なリスクを想定した、適切な修繕計画を策定した上で、必要な予算措置を行い、市民サービスの低下を招くことのないよう切に望むものである。

#### 4 指定管理者の運営体制及び経営状況の把握について

指定管理者の事業継続の支障となる問題の有無については、指定管理者が提出する事業計画書や事業報告書並びに市が指定管理者に対して定期的に実施するモニタリング評価や総合評価により、確認することとなっている。

しかしながら、今回の監査において、指定管理事業の運営のほとんどを指定管理者の特定の職員に依存し、将来の事業継続に対する備えが脆弱と言わざるを得ない事例が認められた。

指定管理者制度が、公の施設において、より良質な市民サービスを提供するものであることからすれば、指定管理者の事業運営が、経営・管理の両面から安定的に行われているかどうかを検証することは極めて重要である。

このことから、指定管理事業の経営状況等に問題がないか確認するとともに、モニタリング評価や総合評価で得られる情報から組織の状態を把握し、指定管理者が経営難や後継人材の不足等により、契約期間中に突然の撤退をする等、予期せぬ重大事案が発生することのないよう、指定管理事業のより一層の状況把握に努められたい。

以上